

岩手県告示第202号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成20年3月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定医療機関の名称		所在地	変更年月日
変更前	変更後		
有限会社せんぼく調剤薬局	せんぼく調剤薬局	盛岡市仙北三丁目13番22号	平成19年12月5日